第二十三条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1　申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉（拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。）を通じて当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。

2　一方の紛争当事者が、協議及び交渉によって投資紛争が解決されないと認める場合には、申立人は、次のことを行うことができる。

(a)　自己のために、次の(i)及び(ii)に規定する事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i)　被申立人が次のいずれかに違反したこと。

(A)　前章の規定に基づく義務

(B)　当該申立人が当事者である投資に関する合意

(ii)　(i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被ったこと。

(b)　当該申立人が直接又は間接に所有し、又は支配している法人である被申立人の企業のために、次の(i)及び(ii)に規定する事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i)　被申立人が次のいずれかに違反したこと。

(A)　前章の規定に基づく義務

(B)　当該企業が当事者である投資に関する合意

(ii)　(i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。

3　申立人は、被申立人に対し、この条の規定による仲裁に請求を付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

(a)　当該申立人の氏名又は名称及び住所並びに2(b)の規定によって付託する請求の場合には2(b)に規定する企業の名称、住所及び設立場所

(b)　各請求について、違反があったとされる前章の条項又は投資に関する合意の条項その他関連する条項

(c)　各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠

(d)　当該申立人が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

4　申立人は、請求を生じさせる事態の発生から六箇月が経過したことを条件として、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。

(a)　ＩＣＳＩＤ条約による仲裁。ただし、両締約国がＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

(b)　ＩＣＳＩＤ追加的制度規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

(c)　ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則による仲裁

(d)　紛争当事者が合意する場合には、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁

5　この条の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。

(a)　申立人による仲裁の請求であって、ＩＣＳＩＤ条約第三十六条1に規定するものをＩＣＳＩＤ事務局長が受領した時

(b)　申立人による仲裁の請求であって、ＩＣＳＩＤ追加的制度規則付表Ｃ第二条に規定するものをＩＣＳＩＤ事務局長が受領した時

(c)　申立人による仲裁に関する通知であって、ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則第三条に規定するものを、ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則第二十条に規定する請求の陳述書とともに被申立人が受領した時

(d)　4(d)の規定により他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁が選択された場合には、申立人による当該仲裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。

6　各締約国は、この協定の規定に従ってこの条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。

7　6の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が2の規定によって申し立てられる違反が発生したこと及び2(a)の規定によって付託する請求の場合には申立人、2(b)の規定によって付託する請求の場合には2(b)に規定する企業が損失又は損害を被ったことを知った又は知るべきであった最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

8　この条の規定による仲裁への請求の付託は、次の(a)又は(b)に規定する場合に該当するときを除くほか、行うことができない。

(a)　2(a)の規定によって付託する請求については、次の(i)及び(ii)に規定する条件を満たす場合

(i)　申立人が、この条に定める手続に従って仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

(ii)　申立人が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(a)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

(b)　2(b)の規定によって付託する請求については、次の(i)及び(ii)に規定する条件を満たす場合

(i)　申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、この条に定める手続に従って仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

(ii)　申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(b)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

9　8(a)(ii)又は(b)(ii)の規定に従って行われる放棄は、仲裁廷が3、4、7若しくは8に規定する要件が満たされないこと又は他の手続上の若しくは管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、その効力を失う。

10　8(a)(ii)及び(b)(ii)の規定にかかわらず、申立人又は2(b)に規定する企業は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。

11　(a)　仲裁廷は、2(a)(i)(A)又は(b)(i)(A)の規定により請求が付託される場合には、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案について決定する。

(b)　仲裁廷は、2(a)(i)(B)又は(b)(i)(B)の規定により請求が付託される場合には、次のものを適用する。

(i)　関連する投資に関する合意に規定する法規その他紛争当事者が合意する法規

(ii)　法規が規定されていない場合その他紛争当事者により合意されていない場合には、被申立人の法令（法の抵触に関する規則を含む。）

12　被申立人は、非紛争締約国に次のものを送付する。

(a)　申立人による仲裁に関する通知又は仲裁の請求（2に規定する請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b)　仲裁において提出された全ての主張書面の写し

13　非紛争締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。

14　被申立人は、この条の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する塡補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。